

## 「佐賀セブンの森」整備・保全協定書

一般財団法人セブン-イレブン記念財団(以下「甲」という。)、特定非営利活動法人かいらう基山(以下「乙」という。)、基山町(以下「丙」という。)は、甲及び乙が行う「佐賀セブンの森」整備・保全活動(以下「整備・保全活動」という。)の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1条 甲及び乙は、第2条に規定する活動区域において竹林整備、植栽及び育林活動を実施することにより森林環境の保全に貢献するとともに、地域社会との交流を実施することにより地域の発展に寄与するものとし、丙はこの活動に対し誠意をもって協力するものとする。

(活動の対象とする区域)

第2条 この協定により、甲及び乙が整備・保全活動を行う区域(以下「協定活動区域」という。)は、次に掲げるとおりとする。

所在地	地目	面積(ha)	備考
三養基郡基山町大字園部	山林	4.7ha	

(協定期間)

第3条 この協定の有効期間は、本協定締結日令和7年9月19日から令和17年3月31日までとする。

ただし、甲、乙、丙から期間の延長したい旨の申し出があった場合は、甲、乙、丙で協議の上延長することができるものとする。

(守秘義務)

第4条 甲、乙、丙は、本協定に基づく取組の実施に当たり、知り得た個人情報等の機密情報を相手方の書面による承認を得ないで、第三者に開示・漏洩、または他の目的に利用してはならない。

2 前項に定める義務は、協定期間が終了もしくは協定が解除された後も存続するものとする。

(活動の実施)

第5条 甲及び乙は、協定活動区域における整備・保全活動を別添の森林整備・保全活動計画書に基づき実施するものとする。

(信義誠実の義務)

第6条 甲、乙、丙は、信義に従い相互に協力し、誠実にこの協定を履行しなければならない。

(協定の解除等)

第7条 次の号に掲げる事態が生じた場合は本協定を解除又は変更することができるものとする。

- (1) 公共又は公用のために供する必要が生じたとき。
- (2) 甲か乙か丙の都合により、協定の内容を変更する必要が生じたとき。
- (3) 甲か乙か丙の都合により、協定の履行が困難になったとき。

(4) 甲か乙か丙の代表者が暴力団等、反社会勢力に属すると認められるとき。

(協議)

第8条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事項に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙がそれぞれ署名または記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年9月19日

甲 東京都千代田区二番町8番地8  
一般財団法人セブン-イレブン記念財団  
理事

乙 佐賀県三養基郡基山町大字園部2094番地  
特定非営利活動法人かいろう基山  
代表理事

丙 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地  
基山町  
町長

・第5条関係

## 森林整備・保全活動計画書

### 1 活動の概要

竹林を整備し、常緑樹、広葉樹の植栽等を実施し、森林の持つ公益的機能の向上を図る。

### 2 森林実施計画

(単位：ha)

区 分	伐竹・間伐	植樹	下刈り・つる切り・徐伐
令和7年度	0.1	0	2.8
令和8年度	0.1	0.1	2.8
令和9年度	0.1	0.1	2.8
令和10年度	0.1	0.1	2.8
令和11年度	0.1	0.1	2.8
令和12年度	0.1	0.1	2.8
令和13年度	0.1	0.1	2.8
令和14年度	0.1	0.1	2.8
令和15年度	0.1	0.1	2.8
令和16年度	0.1	0.2	2.8
計	1.0	1.0	28.0